

スキャンダル・ニュースの生産

メディア・ソース間関係に関する一考察

烏谷昌之



▶ 1 問題の所在

組織の巨大化が進行し、管理者や組織幹部、専門家や官僚層に権力が集中していることが現代社会における主要な問題の源泉となっていることは多くの人が認めるところであろう。今日世界的に高まりつつある市民参加の潮流は、こうした状況を改善していこうとする思想的運動と評価することが可能と思われる。言い換えるなら「形式的には民主主義を獲得したといわれる政治形態の中において、不断なる現在進行形の〈革命〉」（林[2002:201]）を産み出し、民主主義の形骸化に歯止めをかけるものと評価できる。この意義を認め、その可能性について考える時、今日、官庁や大企業などの巨大組織における情報非公開の壁をいかに突き崩していくかは、具体的かつ重要な問題の一つと言えよう。その意味において情報公開制度の進展、また近年の内部告発者の保護⁽¹⁾にまつわる一般的関心の増大は、注目すべき現象であることは言うまでもない。

しかし、こうした比較的新たな現象とともに、メディアによる環境監視の役割という古くから論じられてきた問題も、現代型の疎外からの解放、民主主義の活性化という点に照らして依然重要であるといえる⁽²⁾。政府、官庁、大企業といった巨大な資源と影響力を有する集団、組織の情報管理、情報操作の壁を越えてメディアのチェックが有効に働くことは、これら集団、組織を参加に対して開かれたものにしていく上で重要な条件といえる。

しかし、この種の集団、組織が監視の対象であると同時に、メディアに日々のニュースの素材を提供してくれるニュース・ソースであることを考えるとき、問題がそう容易いものでないことが理解できる。欧米のニュース研究、日本における記者クラブをめぐる議論において官庁、議会、裁判所、警察、自治体などのオフィシャル・ソースへのメディアの集中、およびそこにおけるオフィシャル・ソースの影響力の大きさとメディアの受動的役回りを指摘する数多くの議論がこれまで蓄積されてきている。つまりこれら集団、組織の情報管理をめぐる戦略に対し、メディアのチェック機能は一般にそれほど有効に機能していないという知見が多く存在するのである。しかし、一般的傾向としてメディアはこの種のソースに対して従属的存在に過ぎないとしても、政治腐敗、官僚組織の情報隠し、企業不祥事をめぐる数多のメディア・キャンペーンに見るとおり、ソー

脚注

1. 日本においては、公益を重んじ内部告発を行った者が不利益を受けないようにする法制度の整備が今ようやく進み始めた段階である。また、非営利の市民団体を中心として一連の不祥事の発覚を契機にこうした状況を改善していこうとする流れが高ま

りつつある。

2. 本論で論じることは出来ないが、記者クラブの閉鎖性についての批判にみるように、メディア自身もまた参加の問題を抱えていることは言うまでもない。

ス側の情報管理に対するメディア側の自律性の拡大によって、これらの集団、組織に有効なチェックを働かせる状況も存在することは言うまでも無い。

ソースとの関係性という文脈の下で、メディアの自律性という側面に焦点を合わせて環境監視能力の可能性を把握していくことが本稿の主たる問題関心である。ここでは特に、情報接近様式によってオフィシャル・ソースの主導性が変化してくることを示したモロッチとレスター（Molotch and Lester 1974）の議論に注目する。とりわけ彼らの言う「スキャンダル・ニュース」というニュースの類型に注目し、この概念の意義を、事例を通じて検証することを作業上の主な課題とする。

以下においてはまずソースとメディアの関係性に関する欧米のニュース研究の知見を概観した上で、そこにおけるモロッチらの議論の意義を論じる。次いで彼らの議論を補強するためにエリクソンら（Ericson et al. 1989）のソースにおける情報管理をめぐる議論について触れたうえで、監督責任官庁である科技庁の情報管理のあり方がメディアによって大々的に問題化された、核燃料輸送船「あかつき丸」騒動を検討する。核物質の秘密保護を盾に情報の非公開方針を打ち出した科技庁の方針が、環境保護団体や取引相手国フランスの情報公開を契機としたメディア側の報道によって修正を余儀なくされたこの事例の一連の経緯を明らかにすることで、「スキャンダル・ニュース」としての当報道において、メディアの科技庁に対する有効なチェック（情報管理のあり方をめぐる有効な批判）が働いたことを明らかにする。そしてこの点を踏まえて最後にメディアの自律性という点について今後必要となる課題がどのようなものかを考察する。

▶ 2 メディアの情報接近様式とソースの情報管理様式

2-1 ニュース・メディアの情報接近様式

ニュースを生産するジャーナリストは、経済的制約、ソースからの圧力、イデオロギー的制約などの多様な拘束要因に囲まれている。ジャーナリストがこれらの制約から独立して、どの程度ジャーナリズム本来の職業倫理に忠実でいられるかという問題関心は、現代のニュース送り手研究の始まった当初から絶えず問われ続けてきた伝統的なものである。ジャーナリストが自律性を確保し高い決定力を保っているか否かは、環境監視の役割が有効に果たされているか否かを測定する基準となるがゆえに重要な問題である。

こうした問題関心を前提とした上で、ソースとメディアの関係性（ソースに対するメディアの自律性）について、ゲート・キーパー論の代表的論者の1人であるウォルター・ギーバー（Gieber 1964）は次の三つが想定可能であると指摘している。記者がソースからの自律性を保っている 記者とソースが相互利益のために協同可能な領域を見出している ソースが記者を同化し支配する、あるいはその逆。

ニュース生産過程の分析にとって重要と思われるのは、分析対象であるソースとメディアがこの内どの種類の関係を取り結んでいるのかを明らかにすると同時に、なぜそのような関係が形成されるのか、いかなる社会的条件の下に関係が形成されるのかを問う視点であろう。

ギーバー自身は、公民権、市民的自由を争点としたローカル・ニュースの事例分析を通じて の関係を確認した。彼によると、分析対象としたローカル紙は地元自治体と都市行政の効率的管理という価値を共有しており、都市コミュニティ内のコンセンサスを重視し、潜在的な対立を好んで報道することはあまりなく、本領を發揮するのはむしろ、都市のアウト・サイダーの脅威から都市を防衛することを目的とした報道であった。彼は記者が、監視と批判の独立性を放棄し、都市コミュニティの団結を重んじる集団、組

織の中に自ら順応し、これらソースとの協同関係の領域を選び取っていると考えた。そしてニュース・メディアの取材機構は本来オーディエンスの要求に応えることを目的としているはずなのに、監視と批判の独立性を放棄しソースとの協同関係を重視することは、目的を喪失し、手段が自己目的化している状態であると評価を下したのである。

メディアがソースとの間に相互利益に基づく協同関係を形成することで世論への悪影響を含めたマイナスの帰結をもたらすことについてはギーバー以降、多くの研究蓄積を通じて確認されていった。今日これらの議論は一般に共生理論 (symbiosis theory) と呼ばれている。ベネットら (Bennet et al. 1985) によると、共生理論は諸研究の蓄積を通じて得られた次のような観察結果を踏まえたものである。

- ・ニュースは著しく馴染み深いテーマとプロットによって支配されている。
- ・政府や産業組織の公的な代表者は、深刻な社会的政治的争点に関するニュースにおいて、常に重要な位置を割り当てられる。
- ・既存の秩序の外側にいる人びとは、ニュース生産過程にアクセスするために逸脱的かつネガティブな行動の形式を取らざるを得ない。
- ・ニュースの情報の大部分は権威ある存在が産み出し、確定しているので客観性と権威は混同されやすい。

こうした観察結果に対し、共生理論は概ね次のような解釈を加える。オフィシャル・ソースへのメディアの集中は、メディア側にニュース生産の効率性という利益を満足させる。オフィシャルなソースの行為と反応の周囲にニュースの網を集中化させることによって、メディアは現実についての安定した窓を獲得することが出来る。オフィシャルな準拠点を確立することは、さらに「客観性」の問題、つまり実際の世界の無限の出来事の中から限定された素材を選択し報じることの正当性の問題にも一定の解決を提供する。つまり「客観的」なニュース選択の基準をめぐる困難な問題が、オフィシャル・ソースの代表的性質という観点から解決を図られる。ここに見る「客観性」と「権威」の混同によって本来批判的分析道具であるニュースは同時にプロパガンダの道具にもなっている³⁾。

しかしここで、以上の共生理論の見解があくまでも今日のニュース生産過程における一般的、支配的傾向を対象としたものであることには注意が必要である。モロッチとレスター (1974) は、「ルーティン・ニュース」「アクシデント・ニュース」「スキャンダル・ニュース」の三つにニュースを分類し、共生理論が問題とするプロパガンダの道具としてのニュースという傾向が、主として「ルーティン・ニュース」から生まれてくるものであることを示している。言い換えるなら、「アクシデント」「スキャンダル」はこの種の情報操作から解放されている。

モロッチらの分類は、「促進者」(promoter)、「当事者」(effector)、「収集者」(assembler) の噛み合わせによってメディアがニュースとして採用する情報にアクセスする様式⁴⁾が異なってくることを前提に行われている。まず「ルーティン・ニュース」は、事件や出来事の責任を引き受ける「当事者」と、出来事をニュースにしようと活動する「促進者」が一致し、かつ特定の目的を基礎として生産されるニュースである。ここには「習慣的アクセス」「直接的アクセス」「妨害的アクセス」の三つの下位類型が存在する。

脚注

3. ここで示した類の指摘は、日本においては特に記者クラブの問題を中心に行われてきたといえる。記者クラブ批判としては、ソースの権力機構への集中、安易な相互規制 (黒板協定、報道協定)、排他性 (新聞協会加盟社の独占的取材機関)、便宜供与を通じた癒着、ソースとの緊張関係の喪失、発表ものへの拘泥

などを通じて、メディアが本来果たすべき環境監視の機能が損なわれることが指摘されてきた (例えば、権田萬治 (1996) 「記者クラブ制度改革のために」天野勝文他編著『岐路に立つ日本のジャーナリズム』日本評論社)。

第一に「習慣的アクセス」は、個人や集団のニュースへのアクセスの需要が、日常的にメディア側のニュース製作の需要と一致しているケースである。上で触れた共生理論が問題にしているのは、主としてこの習慣的アクセスによるニュースである。第二に「直接的アクセス」とは「収集者」であるニュース製作者自身によってニュースが産み出されるケースである。これは事件や出来事をニュースに促進しようとする「促進者」の役割、およびニュース製作者自身が「当事者」としてニュースの発掘に強く介入するという意味において「ルーティン・ニュース」に分類される。第三にニュース生産への関与を望みながらも習慣的アクセスを欠いた人びとが破壊、暴力などに訴えるケースである。

「アクシデント・ニュース」は、次の二点によって「ルーティン・ニュース」と異なっている。素材となる事件が意図的に生じたものではない。「促進者」が事件をもたらした活動を担う「当事者」とは異なる、ないし一致した利害を所有していない。アクシデントは基本的に習慣的秩序の崩壊を招く計算ミス、失態に端を発している。モロッチらは例としてタンカーの流出事故、ウォーターゲート事件などを挙げているが、90年代中盤以降日本で盛んに取り上げられた原子炉事故なども典型的な事例として挙げられるだろう。

「スキャンダル・ニュース」は、素材となる事件が「促進者」の意図的な活動を通じてニュースとなる点において「アクシデント」と異なるが、これと同様に「促進者」と「当事者」が一致していないという特徴をもつ。冒頭で触れた内部告発に端を発するニュースはこの典型といえよう。

モロッチらは、「アクシデント」「スキャンダル」(特に前者)が、「習慣的アクセス」に典型的な「当事者」による情報操作の問題から解放されており、「当事者」に直接対立するような情報への接近を可能にしていると指摘している。このことは、「アクシデント」「スキャンダル」という形でメディアが情報に接近可能なとき、ジャーナリストの自律性が拡大することを示唆している⁵⁾。

以下においては、「スキャンダル・ニュース」に該当する事例を対象に、ここに見るモロッチらの見解の妥当性を検証するが、その前に彼らの議論をソースの側の情報管理という観点から補強しておきたい。というのも「スキャンダル・ニュース」の「当事者」となる個人、集団、組織からすれば、これは公的な信頼性を失墜する危機であり、この種のネガティブ情報の漏洩をいかに事前に防ぐか、事件発覚にいかに対応するかという問題は極めて深刻であり、そこに積極的な情報管理、制御の試みが存在することが当然予想されるからである。つまりソースにおける情報の管理をめぐる戦略を視野に入れ、ソースとメディアの相互作用的な過程として「スキャンダル・ニュース」を捉えていく

脚注

4. アクセスの様式という点については、シーガルの経路の分類も体系的かつ示唆的であるが、ソースとメディアの関係を動的に捉えようとするモロッチらやエリクソンらのような視点はそれほど強くないため本稿では取上げなかった。シーガルは次のように慣行的経路、非公式経路、エンタープライズ経路の三つに分類している。彼の議論の意義を論じ、独自の分析を展開しているものに李(1995, 1996)がある。
 慣行的経路 = 公判や公聴会のような公式的な出来事 通信社やラジオなど記者がモニターしている他媒体やプレス・リリース スポークスマンによる日々のブリーフィングや放送局のインタビューを含む記者会見 演説、記念式、舞台設定されたデモのような自然発生的でない出来事。非公式経路 = 背景説明 リーク 団体の会合や労働組合の大会のような非政府的出来事 他のニュース組織からニュース記事、記者や編集者へのインタビュー。エンタープライズ経路 = 記者の主導によって行

われるインタビュー 火事、暴動、自然災害のような記者が直接体験によって目撃した自然発生的出来事 著書、統計データからの引用を含む独立した調査 記者独自の結論、分析。

5. ただし、習慣的アクセスを通じて、スキャンダルに類似の状況が作り出されることも考えられる。例えば警察記録、裁判所の判断などによって大企業、高い地位にある公職者の犯罪が明るみになるようなケースがこれに当たる。ウォーレン・ブリード(1958)によると巨大企業の不祥事など、メディアが率先してニュースとして取上げ批判することが困難なケースであっても、司法制度の判断や警察記録が公開され、一般世論の支持という批判勢力を結集することが可能な場合には、メディアもこれを取上げることが比較的容易になる。ただし、問題を個人化する傾向、原則に対する例外としてメディアはこの種の問題を扱う傾向があり、経済構造全般の問題として位置付けるよりもそこから切り離す傾向の強いことも彼は合わせて指摘している。

ことが有効と考えられるのである。

2-2 ニュース・ソースにおける情報管理

エリクソンら (Ericson et al. 1989) は、ソースがいかにしてメディアのアクセスを規制し制約を加えるか、あるいはメディアに対していかにして自らの自律性を確保するのかという論点を提起し、それについて局域と閉鎖の観点から議論を行っている。

局域 (region)⁶、閉鎖 (enclosure) ないし開示 (disclosure) の概念、および図 1 の概念図は社会学者 E・ゴフマン (Goffman 1959=1974) の先駆的議論を A・ギデンズ (Giddens 1984) が展開したものである。彼らは社会的行為者における自己呈示、自己防御の問題に焦点を当ててこれらの概念を駆使した。例えば、精神病院、刑務所などの全制施設においては、市民生活の中で正当とみなされている自己と身体における情報の保存が著しく剥奪されたり、排泄行為のような行為も他者の管理の下でなされなければならない (裏局域の不在)、監視、規律・訓練的要求から自由になれる社会生活の領域が著しく制限 (enclosure と disclosure の境界の解消) されており、自己の存在論的安心の感覚が侵され、自己の退化を引き起こす環境が出来上がっている (Giddens 1984: 155)。こうした中で収容者たちは自己の防衛のために、時間と空間の管理された日常生活の中になんとか耐えられるような世界を構成していこうと様々な仕掛けを編み出してく様子がゴフマンの全制施設をめぐる分析で明らかにされている。

こうした自己の防衛をめぐる局域と閉鎖性の問題が、組織の情報戦略においても該当するとエリクソンらは指摘する。組織活動にまつわるネガティブな情報をいかに管理するか、どのような情報を、どのような観点から公開するかをめぐる決定について、洗練されたシステムを組織において確立していくことが組織の防衛においても重要であると彼らは指摘する。メディアとの関係でいうなら、メディア側のアクセスはソース側の情報管理の様式によって大きく左右されることになる。エリクソンらは、ソース側の情報管理の様式を秘密 (secrecy) 検閲 (censorship) 広報 (publicity) 機密 (confidence) に区別している (Ericson et al. 1989: 9-10)。

ここに言う裏局域とは、ソースが記者のアクセスに対し厳しい制約を課している領域のことと理解できる。アクセスを完全に規制し一切の情報を提供しない管理様式が「秘密」、記者を含めた一部の人間に重要な情報を漏らしつつもそれを公にしないことを期待する場合、つまり通常オフレコという表現で言われる管理様式が「機密」である。これに対し表局域は記者を含めたソースの組織外の人間がアクセスを認められている領域と理解できる。ソースが自らの活動に関して積極的に情報を公開するのが「広報」であり、より狭いコンテキストで公にされているものをより広いコンテキストで公開する活動に制限 (例えば公開可能なトピックの制限、スポークス・パーソンの選択をめぐる制限) を加える管理様式が「検閲」である⁷。

「スキャンダル・ニュース」の問題に引き寄せて考えるなら、このニュースは、ソー

● 脚注

6. 局域とは「知覚にとって仕切りになるもので、ある程度区画されている場所」のことであり、オーディエンスを前にして特定のパフォーマンスが遂行される場所を「表局域」とし、この表局域において遂行されたパフォーマンスがオーディエンスに抱かせた印象が事実上意識的に否定される場所が「裏局域」と定義される。ただし厳密に言えば、特定の空間ないし場所それ自体が問題なわけではなく、あくまでも特定のパフォーマンスに対して当の場所が果たす機能が問題なのである。例えば同一の

場所に立つテレビのニュース・キャスターはカメラが回っている間は「表局域」でキャスターとしてのパフォーマンスに従事しているが、カメラが切り替わってスタッフと談笑するときその場所は一転「裏局域」として機能することになる。詳しくはゴフマン (1959=1974)。また閉鎖と開示はこれらの局域がどの程度囲われているか、開かれているかという程度を示す考えかたといえる。

図1 局域と閉鎖


 Figure
& Table

スの側にとっての裏局域「秘密」「機密」が暴露されることを意味している。エリクソンらの調査したソースの大半は、この種のニュースに対する有効な対処法が存在しないこと、結局は、記者との間に信頼を構築し、従業員の効果的な順応を獲得するという「事前対策」こそが唯一効果的な対処法であるとの信念を持っていた。

一度開示されたネガティブ情報を是正する措置はほとんど実効性を持たない事が多い。是正可能な場合でも最初のニュースに及ぶほどのインパクトを是正のニュースによって作り出すことはほぼ不可能であり、また是正のための情報開示も最終的にはメディア側の目的に照らして、メディア側のコンテクスト化の作業下に置かれるため、十分な実効性を必ずしも期待することは出来ない。さらに、是正のための広報戦略を採用することは結局、争点を継続させるという意味において高いリスクを伴っている。

ソースに浸透しているこうした「事前対策」の重要性、「対応措置」の効果の低さについての経験則は、同時に「スキャンダル」「アクシデント」ニュースにおけるメディアの主導的役回りを示唆している。以下においては、以上のモロッチらとエリクソンらの議論を踏まえて、ソースの側の「事前対策」「スキャンダル・ニュース」の生成ソースの「対応措置」という枠組みに沿って、朝日新聞⁸⁾の1992年11月から1993年1月にかけての新聞記事を対象に、核燃料輸送船「あかつき丸」の輸送航海をめぐる生じた一連の騒動を分析する。この事例は、環境保護団体グリーンピースによる関連秘密情報の暴露、仏政府、仏核燃料公社と日本政府ないし科学技術庁間の情報管理をめぐる戦略の齟齬を通じて科技庁の情報非公開方針下の秘密情報が暴露された「スキャンダル・ニュース」の事例である。科技庁側の「事前対策」における認識を裏切って生じた「異常な関心の高さ」によって情報管理様式の方針転換を迫られ、科技庁は後手に回った消極的な情報の公開という「対応措置」を採用した。しかしこの消極的対応がかえってメディア側からの批判を呼び起こすことになったのである。以下この一連の過程を具体的に説明

脚注

7. エリクソンらはこうした局域と閉鎖という視点を、法廷、警察、議会、私企業などの多様な取材担当領域において情報管理様式のシステムがどのように発達しているかを比較するという問題のために用いている。言い換えるなら、慣習的なニュース取材過程の中に見られる情報管理の様式を問題にしている。こうした分析から例えば多くの私企業ではニュースの広報への需要があまり高くなく、出来るだけ広告という形で製品情報を公開しようとして望んでいること、逆に警察では日々の主要な事件、警察の優れた業績についての報告など積極的なニュースの広報への需要があり、局域と閉鎖の管理をめぐる洗練されたシステムが

制度的に確立されていることなどが明らかにされている。

8. ここで朝日を取上げた理由は、同紙において最も顕著にあかつき丸騒動のインパクトが伺えるからである。記事件数においては毎日が若干上回っているが、しかし朝日は70年代において最も積極的なプルトニウム利用ないし核燃料サイクル政策推進キャンペーンを展開したことで知られている。そしてあかつき丸騒動を通じて、プルトニウム利用政策への批判を強めていった（完全否定はしないものの）。つまり過去との比較において、90年代初頭に既存の立場が最も劇的に変化したのが同紙であるといえる。

していくことにする。

▶ 3 あかつき丸報道における情報管理

概要

1992年11月から1993年1月にかけて、日本の原発がフランスの再処理工場へ送った使用済み燃料から抽出されたプルトニウムが、核燃料輸送船「あかつき丸」によって日本に輸送された。この輸送は70年代後半以降英仏に輸送していた使用済み燃料から抽出されたプルトニウムの返還輸送の本格的幕開けを告げる出来事であった。このことは、国内高速増殖炉開発、再処理施設の完成を目前に控えていたという点を考え合わせるなら、日本が本格的なプルトニウム利用時代に突入することを意味していた。

加えてこの輸送は国際社会に重要な問題を投げかけた。毒性の極めて高い有毒物質であるプルトニウムの輸送には、テロリストによる核ジャックの危険と並んで事故による深刻な環境汚染のリスクが伴っている。自国近海を輸送経路に選択される諸国は否応なくこのリスクに巻き込まれることになるためこの問題に高い関心を示した。

経路にあたる海外諸国をはじめ、環境保護団体の積極的な反対運動、メディアの高い関心の下に輸送関連情報非公開の方針で敢行された輸送航海は、管理に膨大なコストとリスクがかかるプルトニウムという物質をエネルギー源の主役に位置付けることが果たして妥当か否かという問題に加えて、関連情報の管理をめぐる問題も人々に強く意識させることになった。プルトニウム利用をめぐる関連情報は軍事転用への防護を目的にとすれば非

1953.12	米アイゼンハワー大統領原子力の平和利用演説
66.10	動力炉・核燃料開発事業団設立
1968	日米原子力協定調印
71.6	東海村再処理工場の建設着工
74.10	日本の電力会社と英、仏核燃料公社との間で再処理委託交渉が始まる
75.6	東電・関電・原電三社が欧州ユニレップ社と再処理長期契約を結ぶ
9	日英合弁の核燃料輸送会社PNTLが設立
77.9	国内再処理の規制措置をめぐる日米再処理交渉が終結
9	日本の電力会社と仏核燃料公社との間で再処理委託契約成立
78.3	軍事転用防止のための平和利用規制強化を目的とした1978年核不拡散法成立
3	日本の電力会社と英核燃料公社との間で再処理委託契約成立
11	東電・関電・原電の使用済み燃料を運搬船「パシフィック・フィッシャー号」が英仏に移送（日米間で移送承認手続きが難航）
1979	1978年核不拡散法に基づく日米原子力協定の改定作業始まる
82.11	浜岡原発から仏への使用済み燃料搬出に際して反対運動が起きる
84.11	仏からの返還プルトニウムを「晴新丸」が日本に輸送
85.4	核燃料サイクル施設建設をめぐり六ヶ所村、日本原燃サービス、日本原燃産業が電気事業連合会立会いで立地基本協定に調印
88.5	核物質防護条約加盟が国会で承認
7	新日米原子力協定調印
9	新日米原子力協定が修正、輸送方式をめぐり絶対条件とされていた空輸に加え、海上輸送が認められる
92.4	あかつき丸騒動
95.12	高速増殖炉もんじゅ事故
98.9	動燃事業団解散（10.1 核燃料サイクル開発機構発足）



公開とされがちであるが、これは「平和」「民主」「公開」という日本の原子力利用における基本三原則に抵触すると同時に社会的な不安の醸成にも繋がるものである。秘密保護と公開の原則にどのように折り合いをつけるか、可能な限り情報は公開されるべきであるとしてどこでその線引きを行うかが重要な問題として認識されるようになった。

科技庁の「事前対策」

表2に示したように、科技庁は核燃料輸送関連情報について当初、核物質防護条約における核物質の秘密保護の規定を盾に、原則非公開の方針を採用し、国内の関係自治体に協力を要請した(表3:1992.4)。島根県を筆頭としてこれまで核燃料輸送の積極的な情報公開を行ってきた地方自治体はこの科技庁の方針に抵抗し、中央と地方の間で対立が生じた(鈴木1993:227)が、結局国内関係自治体に関しては、責任官庁の科技庁の非公開方針が貫徹されることになった。しかし、輸送経路となる海外の国々から批判の声が上がることまでは予想しておらず、国際的な水準での事前対策については十分ではなかった。

スキャンダル・ニュースの生成

しかし第一に反原子力の立場を取る環境団体による関連情報の暴露、第二に仏政府、仏核燃料公社による情報の積極的公開の方針選択によって、科技庁の非公開方針は打撃を受けることになった。第三に、暴露情報と「当事者」の沈黙はメディアの関心をかえって刺激することに繋がり、メディアの注目が高まることになった。こうして「あかつき丸」の輸送航海は、「当事者」たる科技庁が当初予想もしなかった「異常な関心の高さ」を伴った「スキャンダル・ニュース」となったのである。

まず環境保護団体の関連情報の暴露については、国際的なネットワークを持つグリーンピースの活動が極めて大きな成果を挙げた。第一に同団体は仏国内で、海上事故における環境影響評価の概要をまとめたデータを公開し、科技庁における情報非公開の戦略に打撃を与えた。第二に仏から日本に向けて返還プルトニウムを載せて航行中の「あか

表2 あかつき丸騒動関連略年表

1992. 4	核燃料輸送関連情報の非公開を科技庁が関係自治体に要請
7	南アフリカ核燃料輸送の経済水域内への立ち入り禁止を表明
7	南太平洋諸国15カ国が核燃料輸送についての協議を日本政府に要請
8	インドネシア環境庁長官が核燃料輸送船のマラッカ海峡通過を反対
8	「あかつき丸」、仏に向けて横浜港を出港
10	仏核燃料公社が内外報道陣向けに説明会を開き、核燃料輸送に関する一部情報を公表
10	グリーンピースが輸送事故による環境への影響評価データを暴露
10	仏ストラスカール産業貿易相、輸送計画に関する安全審査報告書を公表
11	「あかつき丸」仏シェルブルール港を出港し日本に(以後グリーンピースが追跡を行い輸送ルートの暴露キャンペーンを展開)
11	科技庁、情報非公開の方針を一部転換し、海中放出事故の環境影響評価データを公開
12	科技庁、輸送容器の安全性データを公開
12	科技庁、「あかつき丸」の到着日時、搬入作業の一部について非公開の方針を転換し公開することを表明
1993. 1	「あかつき丸」東海港に入港
1	動燃、「あかつき丸」の輸送に関して初めて公式記者会見を開く

つき丸」を監視船で追跡し航海ルートに関する情報提供をメディアに対して行った。これによって、本来極秘であるはずの航海は新聞紙上にて断続的に報じられることになった。こうした情報暴露に加えてグリーンピースは91年春から「あかつき丸」の燃料輸送に対する抗議行動の組織化に着手する中で、積極的な輸送反対宣伝キャンペーンを展開していたことも見過ごせない。

抗議行動の責任者である米国人デモン・モグレン氏に対する朝日新聞の取材記事によると同団体は仏、米両国政府との話し合いを皮切りに日本の反原子力団体である原子力情報資料室と日本でシンポジウムの開催、百におよぶ輸送経路沿岸諸国、地域を対象にプルトニウム輸送の危険性を訴える宣伝キャンペーンを展開した(表3:No.12)。表2に示した輸送沿岸諸国の一連の抗議声明はこうしたグリーンピースの情報戦略が効果を奏した結果といえるであろう。推定9千万円余りの資金が導入され、国際的な規模で多くの人員を動員して展開されたグリーンピースの抗議行動は反プルトニウムの国際世論を作り出すことに大きく貢献したと考えられる。

この他「プルトニウム意見広告の会」と原子力情報資料室が連携し、約400万円近くの資金を投入し海外有力紙に意見広告を掲載し数百通に上る賛同の手紙を回収したことなども同新聞記事によって報告されている(表3:No.13)。

次に仏政府、仏核燃料公社における積極的情報公開についてであるが、まず仏核燃料公社はあかつき丸が入港するシェルブール港にプレスセンターを設置し電話機やファクス、搬出作業を映し出す巨大スクリーン、さらには待機中の暇つぶしのためのビリヤード台を用意するなどして報道陣に積極的な公開の姿勢をアピールした。そして報道陣向けの説明会を開催し輸送容器の数や搬出に要する時間などを発表した。またストラスカーン仏産業貿易相は輸送計画を仏側が判断した安全審査報告書を公表したが、この中にはプルトニウム同位体の組成表が含まれていた(表3:No.17)。軍事転用問題と密接に関わるこの重要データ⁹⁾は日本が公開を拒んでいたものであっただけに日本側から「行き過ぎた情報公開」との抗議が仏側になされた。しかしアウトサイダーではない当事者相

表3 朝日新聞における情報公開・情報管理を主題とした記事

NO	日付	掲載面	見出し	記事の様式
1	1月23日	25	民間情報に「監視」依存	解説
2	1月22日	3	120ページ以上、白紙で	ストレート
3	1月16日	11	情報の制御見直す努力を	識者の批評
4	1月9日	3	坂田東一さん 科学技術庁核燃料課長	インタビュー記事
5	1月6日	夕10	あかつき丸の重たい初荷	社説
6	1月5日	夕1	秘密主義批判に宮沢首相が反論	ストレート
7	1月5日	夕6	心配かけ、反省	ストレート
8	1月5日	27	動燃、頑固に「近日入港」	ストレート
9	12月27日	11	プルトニウム報道で論議	解説
10	12月26日	22	あかつき丸入港を公開へ	ストレート
11	12月9日	3	あかつき丸の容器についての安全情報を公開へ	ストレート
12	11月22日	3	核を巡る追跡劇	解説
13	11月16日	夕11	プルトニウム反対の意見広告、海外で反響呼ぶ	ストレート
14	11月9日	2	プルトニウム防護と情報公開	社説
15	11月9日	3	科技庁、初めてプルトニウム護送船の名認める	ストレート
16	11月6日	3	プルトニウム海上輸送データ公開へ方針転換	ストレート
17	11月4日	3	“公開か極秘か”日仏攻防	解説
18	11月2日	夕1	仏、プルトニウム組成比も公表	ストレート



手国としての仏が公開戦略を実践したことは、日本側の非公開戦略が必ずしも核物質防護上不可避の選択であったとは限らないという評価の信憑性を高めるのに大きく貢献したように思われる。

以上の環境保護団体、仏側の情報公開方針を通じてもたらされた素材を踏まえて、ニュース・メディアはこの問題に大きな関心を寄せた。表4に見る報道件数の多さは、メディアの注目度の高さを示しているといえよう。また表3はこのうち情報公開、情報管理を主題とした記事をまとめたものだが、情報管理のあり方それ自体が主題化したことは、情報暴露によって科技厅の非公開方針における秘密主義が際立ったことでメディアの関心がより掻き立てられたことを物語っている。つまり「隠すことで一層関心を煽る」(表3:No.14)ことになったといえる。

科技厅の「対応措置」

日本政府は公開戦略に打って出た仏側に抗議を行い、また秘密主義との批判に核物質秘密防護の観点から反論ないし弁明を行っているが、結果として後手に回る対応で情報を小出しに公開していくことになった。表2に示したように環境保護団体の抗議宣伝キャンペーン、関連情報の暴露、仏側の情報公開に押し切られるようにして、海中放出事故の環境影響評価データ、輸送容器の安全性データ、「あかつき丸」到着日時などを次々と公開していったのである。

しかも非公開方針が基本的に誤りであることを認めようとしないうままの消極的公開であったため、情報の公開が積極的な信頼回復に繋がらず、むしろ情報管理についての認識の低さを露呈することになった。1月5日付社会面に掲載された「動燃、頑固に<近日入港>」の記事(表3:No.8)はこの点を端的に示している。記事の中では「あかつき丸」の入港する東海港にプレスセンターを開設したものの、入港の公開と受け取られることに拒否感を示しプレスセンターという呼称を用いず「報道関係者連絡所」という呼び方を用いたり、プレスセンター設置は入港の公開ではなく「あくまでも事前の説明に過ぎない」と説明したり、翌日入港することを集まった報道陣が皆知っているにも関わらず「近日入港予定」としか説明しなかったことなど、「非公開の建前」を懸命に維持しようとしたことが皮肉交じりに紹介されている(表3:No.8)。同様に、同日の夕刊記事では報道陣に対し入港の公開を最終的に行ったにも関わらず入港を伝える記事に「<御1トン様>そろり上陸」と皮肉めいた見出しが大きく掲げられている。次の記事には、後手に回った「対応措置」が結果として、ほとんど効果をあげられなかったことが明瞭に示されている。

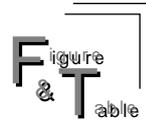
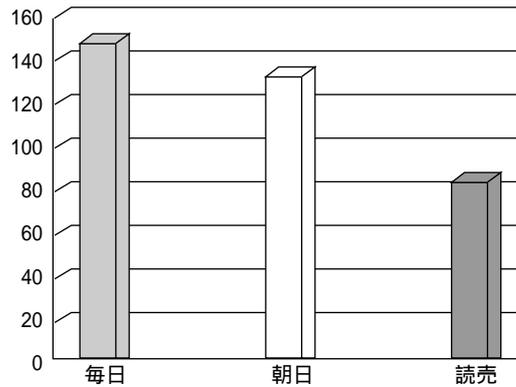
「・・・(科技厅核燃料課長の坂田東一氏は)自他共に認める能弁家。日本のプルトニウム政策のかなめを握る位置の一人だ。1990年7月から始まった輸送計画作りで二ヶ月に一度は米国に通い、国防総省と綿密な作戦を組み上げた。安全性には百パーセントの自信があった。多少の反対運動はあっても、航路にあたるとみられた国々の政府からまで疑問の声があがるとは思いもせず、静かに運べると考えていた。そこに<予想外の異常な関心>が集まった。

脚注

9. 効率よく核爆弾をつくれる核分裂性プルトニウム(プルトニウム239)の含有純度を示すこのデータからは、他国の原子炉から抽出された使用済み燃料がどれくらい混入し、日本の原子炉から抽出された使用済み燃料がどれくらい失われているか、また搬出前後の核分裂性プルトニウムの純度計算をめぐる誤差な

どを読み取ることが可能であり、突き詰めれば日本の使用済み燃料が軍事目的に利用された可能性、軍事転用可能な量のプルトニウムが計算誤差から発生しているか否か等が読み取れる(鈴木[1993:254])。つまり国際世論に日本の核大国疑惑批判の材料を提供することに繋がる繊細な情報である。

表4 あかつき丸騒動関連記事事件数比較



高まる反発の声に、昨年（92年）11月にはチリ、アルゼンチン、ブラジルへ説明に飛んだ。だが「隠れて危ないことをやっているとの印象をぬぐい切れなかった。」
 「・・・一番くやしかったのは、フランスが相談もなく秘密情報を出したこと。日本でも入港を報道陣に公開せざるを得なくなった。変なことをやっているわけじゃない。ちゃんと見てもらおうと・・・」というが、正攻法で押す政策マンにしては、少々苦しい。」

以上、モロッチらの議論、エリクソンらの議論を参照し、「事前措置」「スキャンダル・ニュース」の生成「対応措置」という枠組みを設けてあかつき丸騒動を分析してきた。「スキャンダル・ニュース」の生成を通じて、科技庁が情報非公開方針という「事前措置」を最終的に公開方針へと転換する「対応措置」を迫られた当事例の分析を通じて、「当事者」である科技庁が情報管理をめぐる主導権を著しく喪失していたことが明らかとなった。言い換えるならモロッチらが指摘したように、「<当事者>自身による情報操作から解放され、<当事者>に直接対決するような情報への接近が可能になる」という「スキャンダル・ニュース」の性質が当事例においても確認されたといえるだろう。そして当報道によって、情報管理のあり方をめぐる科技庁の方針に対し、メディアの有効な環境監視の役割が果たされたという評価を下すことが出来る。

▶ 4 結 語

最後に、以上の分析結果を踏まえた上でメディアの自律性という問題について、今後どのような点を深めていけばよいかを考えてみたい。「当事者」に直接敵対する情報にメディアが接近可能となり、「当事者」である科技庁に（情報管理という点における）有効なチェックが働いた本件の事例ではあるが、メディアは必ずしも、環境保護団体の提供する情報に全面的に依拠していたわけではない。特にプルトニウム利用政策それ自体を完全否定する環境保護団体の政治的主張は、記事の中に全く認めることが出来なかった。言い換えるなら、メディアは暴露情報の入手を契機に、科技庁の情報管理のあり方を厳しく批判したもので、そうした批判がプルトニウム利用政策それ自体の否定に明確に直結しないよう慎重な配慮を取っていたといえる。あるいは、プルトニウム利用政策自体が、資源小国日本における不可欠の選択なのか、もしくは「トイレ無きマンション」の現状

を先送りし続けることで子孫に負債を残す誤った選択なのかというより根本的な争点を提示することに積極的ではなかった。

このことをどう評価すればよいだろうか。この報道に関わった記者達は、環境保護団体の政治的主張から距離を取ったことについて、メディアの客観性、独立性の規範が全うされていたという自己評価を下している（表3：No.1）。しかし環境保護団体の政治的主張から距離を取ったことは、実質的な独立性の現れというよりも、より論争的な争点を提示することを避けつつ、比較的コンセンサスの得やすい「情報公開」という主題の中に自らの批評のパフォーマンスを自己限定した消極性の現れと評価することも可能である。

科技庁の情報管理のあり方に対して、有効なチェックが働いたことは確かに意義のあることであった。しかし手放しで評価するのではなく、メディアの批判の筆がどこまで進んで、どこで止まったのかという点を冷静に見極める作業が重要と思われる。この点を鮮明に浮き彫りにする分析装置を開拓していくことは、環境監視の役割を担うメディアの独立性を一層的確に測定していくために必要であり、この点を今後の課題としたい。

参考文献

- 荒瀬豊（1960）『新聞企業における組織と人間 1ジャーナリスト』城戸，日高編著『講座/現代マス・コミュニケーション 3ジャーナリズム』河出書房新社
- Bennett, W. L., Gressett, L., & Haltom, W(1985) ' Repairing the news ' in Journal of Communication, 35 , 50-68
- Breed, W(1955) Social Control in the news room ' in Social Forces 33, 326-335
- Darnton, R(1975) ' Writing News and Telling Stories ' in Daedalus 104, 175-194
- Ericson, R. V., Baranek, P. M. and Chan, J. B. L(1989) Negotiating Control. : A Study of News Sources, Milton Keynes: Open University Press
- Gans, H. J(1979) Deciding What's News, Vintage Books A Division of Random House New York
- Gieber, W(1964) News is what Newspapermen Make it ' , in Lewis A. Dexter and David M. White(eds.) People, Society, and Mass Communications, Toronto: CollierMacmillan Ltd.
- Giddens, A(1984) The Constitution of Society Polity Press
- Gitlin, Todd(1980) The Whole World is Watching University of California Press
- McCombs et. al(1991) Contemporary Public Opinion Lawrence Erlbaum Associates = 大石裕（1994）訳『ニュース・メディアと世論』関西大学出版部
- E・ゴフマン（Goffman）（1961 = 1984）『アサイラム：施設被収容者の日常世界』誠信書房
（1959 = 1974）『行為と演技』誠信書房
- 林香里（2002）『マス・メディアの周縁，ジャーナリズムの核心』新曜社
- 桐生広人編著（1999）『地球を守る：グリーンピースたたかひの記録』山と溪谷社
- Molotch, Harvey, and Marilyn Lester（1974）“News as Purposive Behavior” American Sociological Review 39（February）101-13
- 李光鎬（1995）『イシュー報道におけるニュース・ソースの分布』『マス・コミュニケーション研究No47』
（1996）『日本のTVニュースにおけるニュース・ソースの分布』『マス・コミュニケーション研究No49』
- 新聞報道研究会編著（1995）『いま新聞を考える』日本新聞協会研究所
- Sigal, L. V.（1973）Reporters and Officials: The organization and Politics of Newsmaking, Lexington, Mass. : D. C. Heath
- Schlesinger, P. and Tumber, H(1994) Reporting Crime: The Media Politics of Criminal Justice, Oxford: Clarendon Press
- 鈴木真奈美（1993）『ブルトニウム = 不良債権』三一書房
- 高島道敏（1997）『政治の発見』岩波書店
- Tuchman, Gaye(1978) Making News The Free Press = 鶴木真，櫻内篤子訳（1991）『ニュース社会学』三嶺書房

（ 烏谷昌之 慶応義塾大学大学院法学研究科博士過程 尚美学園大学非常勤講師 ）